

令和6年11月19日 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年11月19日(火) 午後3時～午後3時46分
- 2 場 所 10階 委員会開催室
- 3 出席委員 金沢智也教育長、田中克委員、向田敏委員、細谷真紀子委員、伊藤洋子委員
- 4 出席者 高橋一実教育部長、西村尚人教育企画課長、花輪信二参事(兼)教育総務課長、横山尚久次長(兼)学校教育課長、佐藤哲也次長(兼)社会教育青少年課長、和田裕樹少年自然の家所長、阿部宏図書館長、長橋真学校給食センター所長(兼)栄養管理室長、志済直史商業高等学校事務長、馬場賢総合学習センター所長、事務局(学校教育課、教育企画課及び教育総務課職員)

会議次第

- 1 開 会
- 2 教育委員会及び事務局職員紹介
- 3 教育長職務代理者指名の報告
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第28号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
(令和6年度教育費12月補正予算について)
 - (2) 議案第29号 山形市立商業高等学校の組織編制について
 - (3) 議案第30号 令和7年度震災による福島県等から山形市立商業高等学校への受検に係る実施要項について
- 6 そ の 他
- 7 日 程 等
 - (1) 教育委員会の日程について
 - (2) 教育委員会主催(共催)の行事予定について
- 8 閉 会

会議録

- 1 開 会 教育長
- 2 教育委員会及び事務局職員紹介
- 3 教育長職務代理者氏名の報告

教育長…令和6年度4月1日付けで第1教育長職務代理者に田中克委員、第2教育長職務代理者に中村篤委員を指名していたが、異動があった。11月12日付けで第2教育長職務代理者に向田敏委員を指名したため、報告する。

4 会議録署名委員の指名

教育長…本日の会議録の署名委員は、伊藤委員にお願いしたい。

<各委員より了承の声>

5 議 事

教育長…本日の議事に入る前に「会議を公開しないこと」について、お諮りする。本日の議案第28号「市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について(令和6年度教育費12月補正予算について)」は、山形市教育委員会会議規則第7条第1項第5号(市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項)に該当することから「会議を公開しない」こととして審議してよろしいか。

<全委員、異議なし。>

教育長…それでは、議案第28号については「会議を公開しない」こととして審議し、その会議録等についても非公開とする。

<以下、非公開>

<非公開解除 以下公開>

教育長…それでは議案第29号「山形市立商業高等学校の組織編制について」事務局より説明をお願いします。

<学校教育課長より説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

田中委員…商業高校は校舎改築の間の限定措置ということや、単位制高校への移行という理由もあって教頭が2人となっているが、市長部局との話では財政的に理解していただいたのか。また、他の高校にも複数教頭制を採用している状況があるのか。

学校教育課…二人体制の大きな目的は校舎改築や単位制への改編だった。しかし、商業高校では今後も二人体制が不可欠であると考えている。県教育委員会や市長部局に理解を求めており、合意を得ていると認識をしている。財政的については教頭は増員するのではなく、令和6年度の教諭を一名減じてその分を教頭として充てているため、定数として変わっていない。また、近隣の高校で教頭が二人体制の学校だが、山形県立山形東高等学校、山形県立山形南高等学校、山形県立山形北高等学校、山形県立山形中央高等学校、山形県立上山明新館高等学校、山形県立村山産業高等学校、山形県立鶴岡中央高等学校、山形県立酒田光陵高等学校などである。県内複数の学校において二人の教頭を配置している。

向田委員…教頭二人制の他に副校長制度は検討したのか。

学校教育課長…県立学校においては、霞城学園高等学校及び新庄神室産業高等学校真室川校などに副校長がいる。教頭と副校長の違いとしては、副校長の方が大きく権限を有しているということが挙げられる。その高等学校の特性に応じて副校長が位置付けられている。山形商業高等学校では教頭二人制が現状では適しているというのが市の判断である。

向田委員…今回は賛成だが、全国的な流れとして教員のマネジメントをどうしていくかという問題に対し、副校長制度もあるということでお聞きしたので、今後検討頂きたい。

細谷委員…教諭一名減ったことについて現場から負担感の声はないのか。

学校教育課…令和6年度もすでに二人体制であり、現在現場で大きな負担感がないことから、令和7年も継続して問題ない。

伊藤委員…教頭二人制は何に基づいている制度なのか。

学校教育課長…標準法という法律に基づいて教頭二人制をとっているが、教育委員会会議においてその決議を有するとあるため、審議を頂いている。

伊藤委員…状況に応じて基準に合致しなくても、教頭二人制を取る場合もあるのか。

学校教育課長…その法律に基づき、基準を満たしたうえで山形商業高校も運営している。例外の大きな事情が生じた場合には教育委員会会議にて決議を有する可能性もある。

教育長…小中学校の教員数も標準法により決まっている。同じように高等学校も標準法の枠組みの中で教員の数が決まっていて、その中で教頭二人にするか教育委員会会議で決める。

伊藤委員…教員一人が兼務していると授業に出る教員が減ってしまうのではないか。その基準に応じて一名増員するのが適切なのではないか。

学校教育課長…定数の中に教頭も含まれている。教頭は教頭職を務めながらも授業を持つため、定数の数字は満たしている。

教育長…教頭は教員という扱いであるため、教諭が教頭に置き換わったという理解になる。

細谷委員…教頭の授業については、担任の先生や教科の先生がいない時に臨時的に入るのか、それとも教頭の授業枠が最初からあるのか。

学校教育課長…小中学校の教頭は臨時的に授業を持つのではなく、最初から教頭による授業が時間割の中に位置付けられている学校が山形市内ではほとんどである。大きな学校では緊急対応や様々な諸対応を優先するため教頭が授業を持っていない学校も何校かある。

細谷委員…高校の中でも積極的に授業に入るという認識でよろしいか。

学校教育課長…高校も同じように積極的に授業に入る。

教育長…その他意見や質問等はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…それでは、議案第29号について、原案のとおり承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

教育長…それでは、議案30号「令和7年度震災による福島県等から山形市立商業高等学校への受検に係る実施要項について」事務局より説明をお願いします。

<学校教育課長より説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

伊藤委員…震災による福島県等からの受検者は現在1年生1名、3年生2名の計3名だが、余裕を持った認定の準備をしているとのことで間違いないか。

学校教育課長…一学級5名の範囲内で合格者を認定することが出来る。

伊藤委員…令和7年度に大幅に増える見込みなどはあるか。

学校教育課長…受験者数は徐々に少なくなっている状況のため認定数が足りないなどの心配はない。

教育長…他に意見や質問等はあるか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…それでは、議案第30号について、原案のとおり承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

6 その他

教育長…委員よりその他意見や質問等はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…事務局よりその他報告等はないか。

<事務局より「なし」の声>

7 日程等

<教育総務課長より教育長及び教育委員の日程及び教育委員会主催(共催)の行事予定について説明>

8 閉会 教育長